

公 募 公 告

当局において下記に掲げる業務の発注を行うにあたり、申込書等の提出を招請する公告を実施します。

令和3年2月26日

分任支出負担行為担当官
千葉港湾事務所 今野 頼夫

1. 業務名

千葉港湾事務所乗用自動車による旅客運送

2. 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3. 業務の内容

本業務は、当局が指示する日時及び区間における乗用自動車による旅客運送を行うものである。

4. 公募に参加する者に必要な要件に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省関東運輸局から道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可を受けている者であること。
- (3) 千葉県千葉市に営業所を有していること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再審査を受けたものを除く。)でないこと。
- (5) 関東地方整備局から指名停止を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 公募説明書の配布日時及び場所

(1) 配布日時

令和3年2月26日から令和3年3月19日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで

(2) 配布場所

〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-11-2

千葉港湾事務所 総務課 品質管理係 電話 043-243-9172

その他千葉港湾事務所ホームページ(<http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/chiba/>)からダウンロードすることも可能。

6. 申込書の提出期限及び場所

(1) 提出期限

令和3年3月19日15時00分まで

(2) 提出場所

5. (2) に示す場所に、持参又は郵送もしくは託送により提出すること。(郵送、託送による場合は書留郵便等の配達記録が残る手段に限るものとし、上記提出期限までに到達することを要する。)

7. 契約者の決定方法

申込書等必要書類を提出した者のうち、上記4. に掲げた条件を満たす全ての者と契約する。

8. 契約書の作成の要否 要

9. 申込書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な要件を満たさない者の申込書等は無効とする。

10. その他

(1) 申込書等については、日本語で記載すること。

(2) 本手続についての照会窓口は、5. (2) に同じ。

(3) 本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和3年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件に行うものである。

(4) 暫定予算になった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

(5) 詳細は説明書による。

公 募 説 明 書

下記に掲げる業務に係る公募公告の詳細は、下記のとおりです。

1. 業務名

千葉港乗用自動車による旅客運送

2. 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3. 業務の内容

本業務は、当局が指示する日時及び区間における乗用自動車による旅客運送を行うものである。

4. 本公募に参加する者に必要な要件に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省関東運輸局から道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可を受けている者であること。
- (3) 千葉県千葉市内に営業所を有していること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再審査を受けたものを除く。)でないこと。
- (5) 関東地方整備局から指名停止を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 申込書等の提出

4. に掲げる公募に参加する者に必要な要件を有することを証明するため、申込書（別紙様式1）並びに4.（2）、（3）の要件を有することが分かる資料の写しを提出すること。

6. 申込書の提出期限及び場所

(1) 提出期限

令和3年3月19日15時00分まで

(2) 提出場所

以下に示す場所に持参又は郵送もしくは託送により提出すること。（郵送、託送による場合は書留郵便等の配達記録が残る手段に限るものとし、上記提出期限までに到達することを要する。）

〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-11-2

千葉港湾事務所 総務課 品質管理係 電話 043-243-9172

7. 契約者の決定方法

申込書等必要書類を提出した者のうち、上記4. に掲げた条件を満たす全ての者と契約する。

8. 契約書の作成の要否等

別添契約書（案）により契約書を作成するものとする。

9. 申込書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な要件を満たさない者の申込書等は無効とする。

10. その他

（1）申込書等については、日本語で記載すること。

（2）本手続についての照会窓口は、6.（2）に同じ。

（3）本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和3年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件に行うものである。

（4）暫定予算になった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ
の契約とする。

（5）本説明書に記載なき事項については、別添仕様書のとおりとする。

様式 1

申 込 書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
千葉港湾事務所長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

印

令和3年2月26日付けで公募公告のありました「千葉港乗用自動車による旅客運送」に係る公募に参加する者に必要な要件について審査されたく、下記書類を添えて申込ます。なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- | | |
|--------------------------------|--------|
| 1. 公募説明書4. (2)の要件を満たすことを証明する資料 | 別添のとおり |
| 2. 公募説明書4. (3)の要件を満たすことを証明する資料 | 別添のとおり |